

大阪市住吉区社会福祉協議会
共同募金配分金事業 令和5年度「地域福祉活動助成金事業」実施要項

1 目 的

住吉区におけるさまざまな地域福祉活動が創出、発展していくことによって、多様性が包含され、誰もが命輝く福祉のまちづくりが進展していくことを目的に、地域福祉の増進に貢献する活動・事業に対し助成金を交付する。またこの事業は、赤い羽根共同募金の配分金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とする。

2 実施主体

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

3 助成対象団体

住吉区内に活動拠点がある、もしくは住吉区内を主な活動エリアとしている、福祉ボランティア活動を行う法人格を有さないグループ・団体、社会福祉法人や NPO 法人などの法人格を有する団体（活動年数、実績は問わないが、3人以上の構成員がいること、規約・名簿等があること。助成決定以降、住吉区社会福祉協議会による広く対外的な情報発信・広報等に協力が可能であること）

4 助成対象活動・事業

広く区民に開かれている、次の活動・事業を対象とする。

- (1) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年など、社会福祉に関する活動・事業
- (2) 孤立の予防・つながりづくり、見守り、地域資源の開発など地域福祉に関する活動・事業
- (3) 福祉的視点を含んだ防犯・防災・環境・文化・スポーツ振興などに関する活動・事業
- (4) 制度や施策の間に福祉課題があり、先行取り組み等が少ない先駆的・開発的な活動・事業
- (5) その他、住吉区の地域福祉の推進、発展が期待される活動・事業

※ただし、次の活動・事業は対象外とする。

- ・対象者を特定の人に限定する活動・事業（開かれた募集などが行われないもの）
- ・当該活動・事業が営利目的、政治・宗教等の運動のための手段として行われるもの。
- ・介護保険事業、その他公的な受託事業として行われるもの、他の助成金との区分が明確にできないもの。

※上記の活動・事業について、①活動初動期・安定のための助成、②発展・開拓のための助成の2系統の助成を行う。

5 助成金の申請

(1) 「申請書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、「活動計画書・予算書（様式2）」、活動規約、名簿、グループ・団体の活動・事業概要がわかる資料を添付し、期日までに住吉区社会福祉協議会 共同募金配分金事業担当まで提出すること。

(2) 申請は1グループ・団体1件とする。

(3) 助成金の上限は①活動初動期・安定のための助成は3万円、②発展・開拓のための助成は10万円とし、助成金額及び助成団体数は当該年度の助成総額予算範囲内とする。

(4) 助成対象とならない経費は次のとおり定める。

- ・グループ・団体の維持・管理のための費用
- ・支出証拠（領収書など）の写しの提出ができない経費
- ・娯楽性の高い経費（遊興施設の入場経費など）、観光要素が強い旅行費用
- ・従事者の飲食費用（会議・研修時のお茶代は除く）
- ・助成決定団体から別グループ・団体への助成

6 申請期間

令和5年10月16日（月）～11月6日（月）※受付は最終日17時到着分までとする。

7 選考方法

申請書類に基づき、住吉区社会福祉協議会にて審査のうえ、承認（一部減額を含む）または不承認を決定する。

9 決定通知

結果については、文書で通知する。

《決定通知後のおおまかな手続きについて》

- ・「助成請求書（様式3）」を提出し、指定口座への振込により助成を行う。
- ・助成を受けた団体は、活動・事業完了後30日以内に「事業報告書・精算書（様式4）」及びその他必要書類を提出しなくてはならない。（詳細は助成決定時に案内）

10 その他

- (1) 住吉区社会福祉協議会の善意銀行「特定テーマ」払出、善意銀行払出（ボランティア活動応援資金含む）、地域における居場所づくり支援事業と重複して申請することはできない。
- (2) 複数年にわたり助成された場合は、公平性の担保のため助成を見送る場合がある。
- (3) 申請受付後、必要に応じて別途書類の提出、電話または訪問等による問合せを行う場合がある。
- (4) 助成後に交付対象の活動・事業が行われなかった場合、あるいは年度内に実施が困難となった場合は、速やかに住吉区社会福祉協議会に申し出のうえ、返還を行うこと。
- (5) クレジットカード及びポイントカードを使用する執行事業は助成対象外とする。
- (6) 助成決定後、助成対象外のグループ・団体であることがわかった場合、虚偽の内容で申請していたことがわかった場合、その他助成要領に反する場合、助成対象として不適切であると判断される場合は助成決定を取り消し、助成金の返還を求め、以後の申請は認めない。

《申込み・問合せ先》 社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会（地域支援担当：中村・松江）

〒558-0021 大阪市住吉区浅香1-8-47

電話 6607-8181 FAX 6692-8813